

サービス付き高齢者向け住宅の登録手数料について

(公財)兵庫県住宅建築総合センター

1 新規登録申請・登録更新申請

<新規登録申請及び登録更新申請に係る手数料表>

住宅の登録戸数	基本 手数料	追加手数料		
		面積・設備の例 外基準での登録	前払家賃の徴収 (保全措置の実施)	賃貸借契約以 外の契約形態
10 戸以下	25,000 円	6,200 円	6,200 円	4,200 円
11 戸以上 20 戸以下	29,000 円	6,900 円		
21 戸以上 30 戸以下	34,000 円	7,600 円		
31 戸以上 40 戸以下	38,000 円	8,300 円		
41 戸以上 50 戸以下	42,000 円	9,000 円		
51 戸以上 70 戸以下	50,000 円	9,700 円		
71 戸以上 100 戸以下	63,000 円	11,000 円		
101 戸以上	75,000 円	12,000 円		

※ 「面積・設備の例外基準での登録」に係る追加手数料は、「例外基準が適用される」
住宅の登録戸数相当額とします。

※ 登録は5年ごとに更新が必要です。

2 登録事項等の変更の届出

これまで登録事項等の変更の届出には手数料が必要ありませんでしたが、以下の登録事項に係る変更の届出を行う場合に限り、新たに手数料が必要となります。

手数料が必要となる 登録事項 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸数を追加する場合 ・ 新たに面積・設備の例外基準を適用する場合 ・ 前払家賃を徴収する契約へ変更する場合 ・ 入居に係る契約を賃貸借契約以外の形態に変更する場合
手数料額	新規登録申請・登録更新申請と同様 (手数料表の「住宅の登録戸数」を「住宅の追加戸数」に読み替えてください。)

※ 戸数の減少など、その他の登録事項等の変更については、引き続き手数料は不要です。